

磐田市立富士見小学校 「いじめ防止基本方針」

◇はじめに

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、子どもの尊厳が守られ、子どもをいじめに向かわせないための未然防止に努めるという基本認識にたち、全校の子どもたちが「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定し、下記のような基本姿勢及び取り組みを行い、教職員が一致協力して取り組みます。

◇いじめ防止のための基本姿勢

- いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努めます。
- 子ども一人一人の自己肯定感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進します。
- いじめの未然防止、早期発見のために、様々な手段を講じます。
- いじめの早期解決のために、いじめを積極的に認知し、いじめを受けた子どもの安全を保障するとともに、学校内だけでなく保護者や地域、関係諸機関と連携して、解決にあたります。
- 学校と家庭が協力して、事後指導にあたります。

◇いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

1 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法 第一章 第二条」より）

2 いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。いじめの解消は、いじめが止んでいる状態が3か月以上継続している場合、かつ本人との面談によって心身の苦痛を感じていないと確認できた場合とする。

◇学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

1 生徒指導委員会

校長、教頭、主幹、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーターからなる、生徒指導上の諸問題の防止や対策のための委員会を設置する。年5回の定期的な開催及び必要に応じて委員会を開催する。

2 いじめ・不登校等対策委員会

校長、教頭、主幹、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、SC、SSWからなる。いじめ・不登校等の重大事態に対応する。

3 子どもを見つめる会

5月及び11月に全教職員で「子どもを見つめる会」を行い、配慮を要する児童や問題を抱える児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。

◇いじめの未然防止及び対応のための取り組み

1 学級経営の充実

- (1) 人間関係づくりプログラムや「学校生活アンケート」を実施し、児童の実態を十分に把握すると共に、結果を学級経営や児童理解に生かし、よりよい学級経営に努める。
- (2) 力のつく授業づくりと基礎・基本、学ぶ力の定着
 - ・子どもと共につくる学びを目指し、子ども主体の学習や体験的な活動を展開する。
 - ・基礎的・基本的な内容のきめ細かな指導を通して学ぶ力の定着を図る。

2 道徳教育の充実

- ・道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- ・全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心を育てる。

3 特別活動の充実

- ・児童会活動において、異年齢のかかわりを深める。また、自主的自治的な活動を推進し、子どもの実践力を養う。
- ・学校行事に積極的に参加させ、学習成果の統合を図る。また、集団への所属感を深めると共に円滑な集団行動の育成を図る。

4 相談体制の整備と充実

- ・保護者が気軽に相談できるよう月1回の教育相談日を設定する。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携を図り、活用を進める。
- ・問題が生じた場合はケース会議を行い、学校職員が共通理解のもとで指導に当たると共に、保護者と同一歩調で対応できるようにする。

5 インターネット等を通じて行われているいじめへの対策

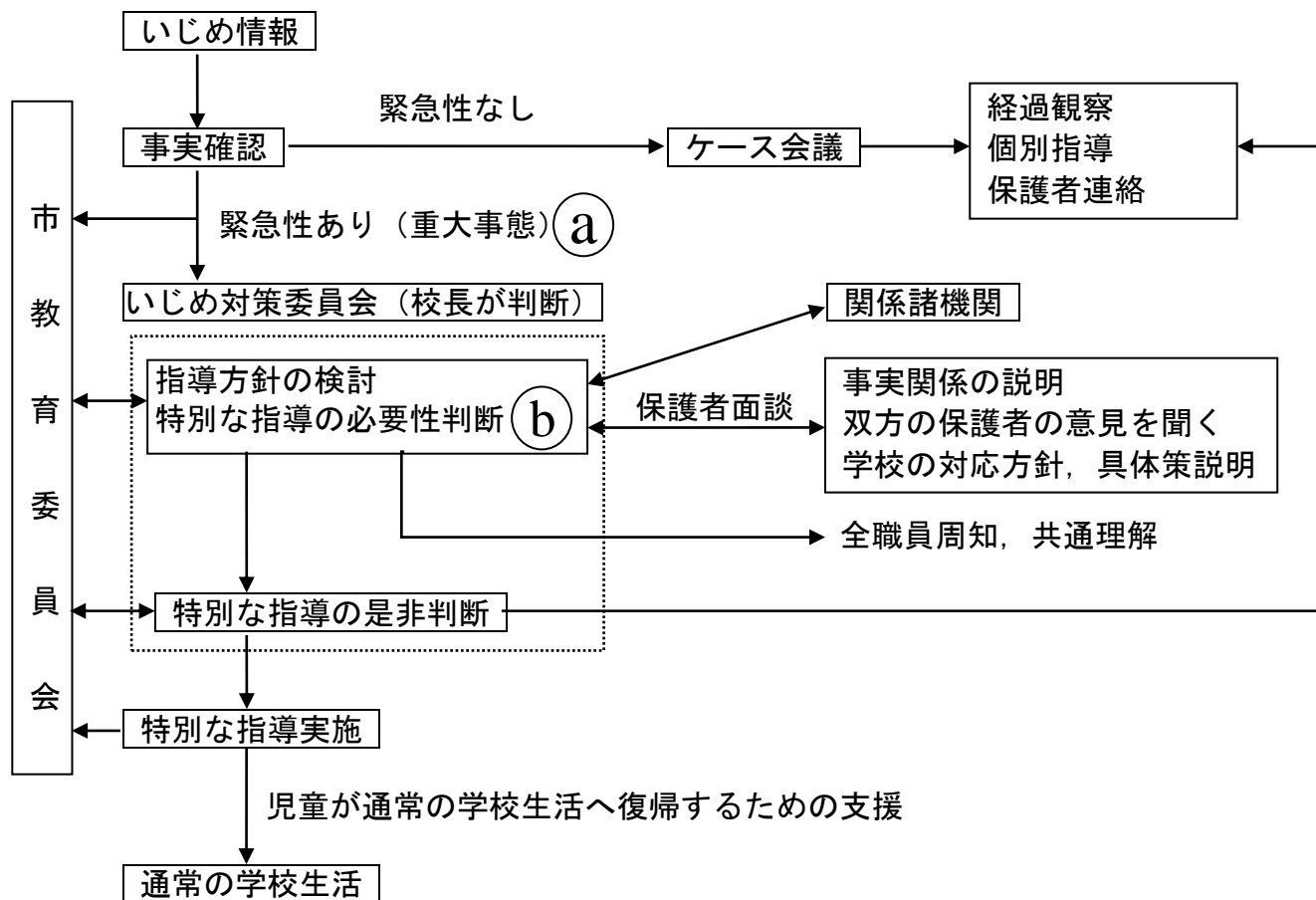
- ・全校児童のインターネット（携帯電話やスマートフォン等）に関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童に情報モラル教育をするなどして迅速に対応する。
- ・携帯電話（スマートフォン）の安心で安全な利用方法について、専門機関による児童、保護者、教員向けの講習会を実施する。

6 保護者や地域、関係機関との連携

- ・保護者との信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。（家庭訪問や教育相談、面談、たより等）

- ・必要に応じて外部機関や専門機関（警察、児童相談所、スクールサポートセンター等）と連携して課題解決に臨む。

いじめ問題対応マニュアル



a

【重大事態の定義】

- ・いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。
- ・いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む。）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合。
- ・児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合。

b

【問題行動】	【特別な指導】
<ul style="list-style-type: none"> ・冷やかしやからかい、言葉での脅かしや仲間外れ。 ・集団による無視や持ち物隠し、威嚇行為や故意の器物損壊。 ・金品の強奪、暴行・暴言騒音の発生。 ・教室への勝手な出入りやその他の授業妨害。 	<ul style="list-style-type: none"> ・別室学習指導の実施。 ・児童の出席停止。